

に入りたる時、議長は之をして報告せしむべく、若し斯くの如き訓令なき場合は、委員が報告準備を終りたる時、報告を爲すべく委任を受けたる委員は、現在何等の議案が提出されて居らない時に地位を得て「議長、某々事項の委員の報告は既に準備出来ました」と云ふ。議長は茲に於て「只今、某々事項の委員の報告を受理してよろしいか、賛成者は云々」と言ひ、若し否決されるれば、委員は後日再び同一手続きを以て、地位を得たる後之を爲し、若し通過すれば、委員の代表者は「某々事項の處理の命を受けたる委員は、謹んで此の事項を報告致します」と言ひ、其の報告書を朗讀する。

報告書を読み終れば、委員の職務は終了したのである。

而して此の時は、何等表決を用ひずして其の職を解くのである。蓋し其の職務は、報告を上呈すると共に完了するが故である。

之れより後は、委員は其の事に對して無關係なること、恰も他の會員と同様である。若し再び之を委任されて處理を續行する場合は、別に新に一委員となつたに過ぎぬ。

委員の報告は文書を作製すべきもので、報告を終へたる時は報告書は議長に手交する。

報告ありたる事件の新方式は、秩序に従つて會衆の處分を受くるのである。

第五項 報告の要求

報告の時至りたるにも拘らず、議長及び委員が共に其の事項の報告を忘却したる時は、會員は「某々事件の委員に只今報告を御願ひ申します」と動議することを得る。此の動議が通過すれば、委員は必ず報告するを要し、若し報告をせざる時は、當然其の理由を詳述せねばならぬ。若し委員の準備が未だ整はざる時は、日限の延長を請求せねばならぬ。斯かる時は「委員の報告時期を延長し、之をして某々日に報告せしむ」の動議があり、若し委員にして其の職務を取消すること欲する時は、又當然「某々事件の職務を取消す」の動議があり、表決の上通過を得れば始めて取消可能となる。

第六項 少數の報告

之れは不同意者の報告であり、正式報告のありたる後朗讀するものである。然し正式報告と同一の効果は有しないから、従つて會員は何等之を處理せずとも可なりである。然し若しそれが確かに一見解を有するものならば、之を以て多數の報告に代へることがある。此の事は報告修正と異なる所がなく、修正案の秩序に依つて之を行ふ。

第七項 報告の形式

本會登録の問題が委員に附託されて處理され、委員は集會討論の上報告の準備を終へる。而して一定の期日に至り、開會より次いで「委員報告」の順序に及べば、議長は「本日は委員の報告はありませんか」と言ふ

辰君「議長、本委員の會員登録の件は既に準備が出来ました」

議長「前日命令せる「本會登録の件」の委員に、本日報告をして頂きます、諸君何卒御謹聽下さい。」

辰君、そこで報告書を朗讀する。

「本委員は本會登録の事項を審査すべき命令を受け、茲に次の如く報告致します。「凡そ登録の事は複雑なりと雖も、若し此の事に熟知せる人にして、喜んで之を助くる者あれば、其の進行亦容易ならん。而して本委員が各事情を詳かに審査せる所によれば、登録が本會に取りて大いに利便あるは確實にして、誠に該會員の言はるる如し。故に本會は速かに登録せんことを獻議す。辰某謹んで報告す」

議長は辰君の報告を接受したる後「諸君、御聞きの通り、委員は其の報告及び「本會が登録を即行する問題」に對する獻議中に極めて賛成の意を表して居ります。諸君の御意見は如何です

か、只今は討論すべき順序であります」と云ふ。茲に於て各自は、本會が登録を即行すべきや否やを討論する。

第八項 再委員會附託動議

若し委員の報告が一同の意に満たざる時、及び改めて討論を爲したる後、新問題を發生したる時は、事件は再び該委員或は其の他の委員に附託される。而して「再委員附託」の動議は「委員附託」の動議と同一の拘束を受くるものである。

第五 時宜問題と秩序問題

第一節 時宜問題

第一項 時宜問題の性質

已に前節で論及した所であるが、凡そ議場に於ては規則に従つて行動するを要し、常に正式動議を以て行動を開始せねばならぬ。然し時として或事件が發生したる爲、新動行の發せらるるを待ち得ざる場合がある。斯かる事件とは例へば、議則違反事件の發生、錯誤事項、及び一切の緊

急事項等であつて、之等は必ず即時之を處置するを要し、而して其の處置の方法を、時宜問題及び秩序問題と云ふのである。

此等の問題は動議には非ずして、各動議順位の最前位に位し、何時にても議事秩序に合し、一切の事件を中斷し、且つ一時現發言者の地位を奪ひ得るものである。而して討議中なりし事項は、之等の問題の解決ありたる後、始めて原狀に復し、且つ事件回復の時は、當然中斷せられたる點より其の再討議を繼續するものである。時宜問題の順位は、秩序問題の前位に優先することになつてゐる。

此等の問題は事件發生と同時に、直ちに提出するに非ざれば、其後に於て追發するを許されない。而かも若し事件發生と同時にならば、たとへ散會動議提出中であつても、亦之れが提出は可能なのである。

凡そ時宜問題は、若し緊急なるものに非ざるときは、提出者が之を説明したる後に於て、議長は之を取消すも可なるべく、斯くの如くして、其の煩累を減少することを得るのである。秩序問題に至つては、必ず討議中の事項に關連して發してこそ、始めて許さるるものである。(第二節 第一項及第二項参照) 此の問題は散會動議に對しては、動議者が一〇一二頁に詳述せる如き四規

則の一を犯したる場合に非ざれば、之を中斷するを得ない。故に秩序問題を提出することは、動議者の誤謬を改正する事である。

第二項 時宜問題の定義

時宜問題は、議場に於ける規定外の事項に關する問題である。此の問題の提起は、往々全會自體の權利、或は個人の權利に關して起るものである。此の問題の發生することは稀れで、又發生しても容易に解決せらるるものである。

十數年前米國元老院に於て、一つの好先例が發生したことがある。それは秘密會議の時、新聞社の探訪員が、院内の傍聽席にかくれて居る疑があつた。之れは元老院の秘密會議の權利を侵犯するものであるから、一元老は時宜問題を提出し、方法を講じて其の違反者をして院外に驅逐したことがある。其の他の例としては、例へば電燈が消滅した場合、議場内の換氣充分ならざる場合、會場の秩序を擾亂せるものある場合、或は會員にして直ちに旅行に立つ爲め、取急ぎ發言せんとした際、或は報告がその優先權を求めんとする如き場合等が之である。又會員が不公平なる取扱を受けた場合、職員の報告の不確實なることに反對する場合等、要するに凡て意外のことであつて、即時處置せねばならぬものは、皆時宜問題である。然し起立して事態の説明を爲して

も、時宜問題の部類には入らぬ。會員が常に地位を占有して説明を爲すことを許可し得るのは、當然の権利によるのではなくて、友誼上の妥協に外ならぬのである。

若し反対があれば、説明の爲の時間を與へることは、一同に上呈表決して大多數の同意を得ねばならぬ。蓋し説明は他の事項を中斷することを得ないからである。

第三項 效力

此の突發問題に付き、それが確に時宜問題なりや否やを判定するのは、議長の特權である。會員にして此の問題を提出せんとするものは、必ずしも動議を提出する時の如く、先づ地位を得たる後發言するには及ばず、只起立して「議長、私は時宜問題を提出します」と云ふのである。然る時は議長は、提出者に之を説明せん事を請ひ、説明ありたる後、議長はそれが確かに時宜問題を構成するや否やを直ちに判決し、若し然らずと思惟したるも、提出者が服せざる時は、之を一同に訴ふることを得、若し適當と思惟したる時は、次いで動議を爲し、事件を一同に上呈して討論を爲さしめる。若し特別事項に屬するものなれば、動議を待たずして、議長は自らが當該事件を處分する。此の種の動議は、須らく即時に討論す可きであるが、必ずしも即時に表決をなすを要しない。蓋し之も亦他種の動議の如く、擱置延期を爲し得るからである。

此の問題を發するに當りては、諸般の事項は當然進行を停止し、之れが解決を俟つて始めて討論を復活し得、且つ中斷せられたる會員は又其の地位を恢復するを得るのである。

第四項 提案方法

寅君が丁度一事項の討論をなしてをる時、午君起立して之を中斷し「議長、私は時宜問題を提出します」と云へば、議長起立して「何卒其の時宜問題を説明して下さい」（此の時、寅君は復席せねばならぬ）午君「私は誠に云ひ度くないのですが、私共の席は會場でも後の方にあります。それに外の方がこそく話をして、會場ががやく／＼するので、發言者の仰しやる事が全く聞えませんが。」

議長「之は當然確かに時宜問題と見做す事が出來ます。思ふに本會の第一とする権利は、發言者の云ふ事を十分に傾聴し得る権利であります。若し云ひ度いと思ふことがあるならば、何卒地位を得た後で十分述べて下さい。そうすれば、此の様にざわ／＼する事がない筈であります。本議長は、其の方々が秩序を維持されて、靜肅に爲さるる様お願ひします。寅君何卒發言を繼續して下さい」

甲君起立して之を中斷し「議長、私は時宜問題を提出します」

議長「何卒説明して下さい」

甲君「外で大聲でわめいてゐる聲がします。守衛かだれかに、見にやらせてはどうですか」

議長「本議長は、此のことに付いての動議を接受せねばなりません」

甲君「私は守衛をして、この擾々しい譁を見にやらせることを動議します。」（此の動議を上呈表決し、守衛は命令を受けて行つて調べた後、報告するか或は自から之を處理する。其の爲めには如何なる行動たるかを問はず、之れが處理を爲せる間は、諸事項は之が爲に差止められなければならぬ。）

癸君「私は時宜問題を提出します」

議長「何卒癸君之を説明して下さい」

癸君「私は只今要務の爲め、他出せねばなりません。私はもう大分待ちましたが、時期を見計らつて、私共の書庫委任の辨法に對する一訓令を御相談したいと思つてをります。此の事は之れ以上待つ事が出来ないのです。」

議長「此の問題の提起は至當と認めます、諸君の御意見如何。」

巳君「私は癸君をして、其の言はんと欲することを述べ盡さす可きであると、動議します」(此

の動議上呈表決の後、之に従つて諸種の動作があり、事件が終了したる後、外に中斷せられたる議事は、其の進行を恢復する)

第二節 秩序問題

第一項 秩序問題の定義

秩序問題が時宜問題と異なる所は、直接討議中の事件に關係して改正をなし、或は其の進行の手續を、完全ならしむる點にある。例へば、言語が其の論題を外れたる場合、動議が、其の秩序に合せざる時、或は個人に言及したる時、或は議事規則に違反したる時の如き、皆其の類である。議長も又其の權限外に出づることがある。例へば接受す可からざる事項を受けたる時、接納す可き事項を受けざる時等の如きである。以上の各種の秩序を破壊する如き事柄は、往々其れに依つて秩序問題を發生する理由となる。此の問題は時宜問題を除いては、各順位の前位に出づるものである。

第二項 議長の職務

秩序及び議則を維持することは、議長の主要なる義務である。此の事は只に全體の規律を指す

のみならず、各會員にして秩序を破壊し、議事方法に違背する者ある時は、皆之を糾正せねばならぬのであつて、若し議長にして、之を少しでも粗略にすれば、會員は秩序問題を提出せねばならぬ。

第三項 秩序問題の效力

秩序問題發生せる時は、討議中の各事項は皆之が爲中斷せられ、解決したる後に於て、始めて再び復活するものである。若し會員が發言中に於て、差止められたる時は、問題解決後に於て、重ねて、其の地位を復する。然し之れは、當人自身も亦秩序範圍外に逸脱せりとの判定を受くるに非ざる場合のみである。斯の如く、若し之に反對するものある時は、彼は再び進行を繼續し得ないのである。

秩序問題の進行の方法は、一つに時宜問題と同様であつて、問題が發生したときは會員は正式に地位を得ん事を請求する迄もなく、直ちに起立して發言し得、「會長、私は秩序問題を提出します」と云ひ、そこで議長に之が説明を求め、説明終れば直ちに復席する。議長は其の問題が適當なりや否やを酌量判定して「本議長は此の秩序問題の提出は、適當であると認めます」と云ふ。此の宣布を議長の判決と云ひ、問題は之に依つて決定せらるるのである。此の時若し、不服なる

ものがあれば、申訴を爲す事を得るのである。只此の問題は當初より討論に付せず、表決の爲に上呈しない。之れ動議と異なる所以のものである。

秩序問題は直接討議中の事項に關するものなるが故に、必ず其の事項が發生せる時、直ちに提出するを要し、事情已に變遷したる後に於ては提出するを得ない。

第四項 申 訴

若し會員にして、議長の判決に、不服なものがあれば申訴するを得、起立して「私は議長の判決を一同に申訴します」と云ふ。此の申訴には必ず附和あるを要し、若し之なければ、議長は之を放置するも亦可なりである。若し會員が起つて「私は之に附和します」と云へば、此の問題は議長の判決より轉じて一同の表決に歸することとなる。此の問題の上呈の方式は、下の如くである。「議長の判決は、直ちに本會の決定論と認めて可なりや否や」と云ひ、次で之れが討論を爲すのである。此の討論に對しては、議長は優先權を有し、必ずしも席を離るるに及ばずして發言し得、其の判決の理由等を陳述する。然る後之を上呈表決し、其の時其の時の事情に依つて「議長の判決は成立せり」とか「議長の判決を取消す」と等と宣告する。此の表決は即ち最後の決議となり、復議するを得ない。

之に依り之を觀れば、一切の事件の最終決議の權限は、會員一同にあつて、議長にあるのではない。

會議法家華氏の言に「申訴の權は、一切の團體の自由行動には、缺くべからざるものである」と云つてゐるが、之れ誠に當れりである。斯の如くなつて初めて、會長は會場の公僕となり、主宰者とはならない譯である。

第五項 申訴表決票の賛否同數なる場合

前述の一慣例にて動議の表決の場合、同數の投票を得たる時は、動議は之に依り取消しとなると述べて置いた。然し申訴案の時、同數票の表決を得たる時は、其の効力は之と正反對となる。則ち之を支持することとなり、之を取消すこととはならないのである。斯くの如くにして、議長の判決は更に之に依つて確立し得るのである。其の理由は、議長の判決は、若し之を覆すものなければ、成立したることとなるのであるが、同數の表決投票は事實無効であつて、議長の判決を覆へすことを得ないが故である。斯の如き場合は、議長は必ずしも自ら投票を爲し（多くは爲すを欲しない）以て其の判決の成立を支持するを要しないのである。そこで之を定めて慣例とすること次の如くである。「申訴案に對する表決同數票は、「議長の判決が成立すべきや否や」の問題を決定す」

第六項 順序

更に附屬動議の順序を總括すれば左の如し。

- 一、時宜問題
- 二、秩序問題
- 三、散會動議
- 四、擱置動議
- 五、討論停止動議
- 六、延期動議
- 七、委員附託動議
- 八、修正動議
- 九、無期延期動議

此の外、更に他種の事項であつて、獨立動議の討論中にも提出し得るものがある。其の主要なるもの次の如し。

撤回動議及び議題分解の動議、定足數不足問題の提起、表決方法を規定するの動議、討論時間を制限或は延長するの動議、時を定めたる討論停止動議、時を定めたる散會及び時を定めたる開會の動議、規則を一時停止する動議、一時休憩の動議等であつて、以上の各動議は、必要なる時に發せられたならば、皆秩序に合するものであり、其の順序は現在會議に附せられてゐる獨立動議の前位にあるのである。

第七項 秩序問題及之が提案方法

地方自治勵行會が會議の際、新發生事件に關聯して、以下の行動を隨發したとする。

乙君「會長」

議長「乙君」

乙君「私は會期終了の日に、本會が一午餐會を舉行し、以て吾人の友誼を固うすることを動議します。想ふに、諸君は必ずや喜んで賛成なさるでせう。」

議長「諸君、お聞きの通り、只今「本會が會期終了の日に一午餐會を舉行する」件に就き動議がありました」

已君「會長」

議長「已君」

已君「どうして晝飯としないのですか。私は午餐の二字を刪除して、晝飯の二字を加入する様修正動議を致します」

議長「諸君お聞きの……」

乙君「會長、私は喜んで此の動議を受納します。私は是非そう云つた種類の會合を舉行すれば、それで可いのであつて、其の名目などはどうでもよいと思ふものであります」

議長「修正案は已に受納されました。只今からの問題は晝餐會を舉行して、會期の結尾となすべしとの事項であります」

甲君「會長」

議長「甲君」

甲君「私は此の動議に反對します。必ずや隨分費用がかかるに違ひないと思ふからであります。又會友中には、とてもそんな財力のない方が澤山あることと存じてをります。願くば、本會こそ市内で唯一の飲食のみを云々しない會であつて欲しいと思ひます。まあ試みに御覽下さい。かの好古會、詩人會、茶客會等の如きは、常に晚餐會を舉行してゐるではありませんか。私は彼

等が何を欲してゐるかを知つてをります。」

議長起立して「何卒、只今の發言者は秩序に歸つて下さい。彼の云はれる所は、議題外に逸脱してゐます。思ふに、他會の行爲を批評することは、只今の秩序の中には合しませんから」

甲君「そうです、そうです、會長、私は勉めて秩序に合する様に致します。然し此の動議には絶対反對です」

丙君「會長」

議長「丙君」

丙君「我は此の動議に絶対賛成であります。吾人はどうしても、多少は交際的性質を帯びた事が必要であります。そこで始めて會友間の感情を聯絡し、お互ひが一家の如く密接になり得るのであります。思ふに酒杯を擧げて歡談することは、常に共鳴の感情を發生することとなります。又之をしなければ結會の成功するものはあまりありません」

辛君「會長」

議長「辛君」

辛君「私は此の問題を擱置することを動議します、私一個人としましては……」

議長「擱置の動議は討論出来ません。故に該會員は秩序を逸してゐます。諸君、準備出来ましたか」

寅君「會長」

議長「どうぞ發言して下さい」

寅君「議長は只今、擱置動議は討論出来ないと云はれて、又我共に準備出来たかとお尋ねになりました。かかる事は、吾人に討論をする様お求めになることであります」

議長「これで我會員が大いに覺醒されてゐるが、只其の提議があまり妥當でないだけであると云ふことが充分に分ります。本議長が「諸君準備が出来ましたかと、お尋ねしたのは、散會動議或は其の他の秩序動議で順位が擱置動議の前位にあるものを、提出出来る様に機會を與へただけであります、諸君準備出来ましたか、動議に賛成の方は「可」と云つて下さい。」そこで續いて宣布し「此の動議は取消」と云ふ。

戊君「會長」

議長「戊君」

戊君「私は此の案の討議を一週間延期する事を提議します」

議長「只今一週間延期の提議がありました、諸君、準備出来ましたか。」

癸君「會長」

議長「癸君」

癸君「私は此の事項を委員に付託することを提議します、そしてその委員會は……」

戊君「會長、「私は秩序問題を提起します。委員付託動議は只今の秩序には合しません。」

何故ならば、延期の議案が今尙討議中ですから」

議長「此の提起は誠に適當であります。委員付託の動議は只今延期の動議の順序ですから、秩序に合しません。諸君、延期の動議を表決する準備が出来ましたか。賛成者は云々」と言ひ宣布して「此の動議は取消しとなりました」と云ふ。

癸君「會長」

議長「癸君」

癸君「私は只今改めて委員付託動議を提出します。其の委員會は、會長、會計、検査の三人に依つて組織することにします。」

議長「諸君此の動議をお聞になつたことと存じます。」

議長「本議長は本動議を分解致します。先づ第一に委員付託動議を上呈します。諸君準備出来ましたか」

子君「着席したるままにて發言す「私は我々會員一同に依つて此の事を決すべきだと思ひます。」

未君「私は秩序問題を提起します」

議長「未君、何卒其の問題なるものを説明して下さい。」

未君「只今の發言者は、起立して議長を呼んでゐませんでした」

議長「本議長は此の提起された事は、甚だ穩當であると断定します。何卒一切の討論は正式通りに提出して下さい」

子君「私は起立して過失を糾正します。會長、私は委員付託案に反對します。何故ならば、あまりに少數人に権限を與へることになりますから」

議長「會長は當然、委任されたる後に於て、其の委員に訓令を與へる事が出来ます。諸君準備出来ましたか。」

戊君、寅君、同時に起立して「會長」

議長「戊君。」

戊君「私は提議……………」

申君「私は秩序問題を提起します。」

議長「何卒、其の秩序の點を説明して下さい。」

申君「會長、寅君は戊君の先に起立しましたが、彼の座席があまり遠い故か、議長はお氣がつかないのであります。彼は當然、戊君より先に地位を得べきではありませんか。」

議長「本議長は、此の秩序の點では、其の提起が不適當であると斷定せねばなりません。本議長は、兩會員が同時に起立されたのを見て、既に戊君に地位を與へたのであります。今となつては、戊君が其の地位を譲られるのを待つばかりであります。」

戊君「私はもはや地位を得たのですから、譲りたくありません。會長私は、動議……………」

申君「私は議長の判決を一同に申訴します。」

議長「申君は議長の判決を申訴されました。只今の問題は、議長の判決を會員一同の決定論として成立せしめて、可なりや、否やと云ふことであります。(次いで、討論をなすことを得)諸君、議長の判決に賛成の方は、「可」と云つて下さい」宣布して、「可決されましたから、議長の、判

決は確立したことになります。戊君、何卒改めて發言を續けて下さい。討議中の問題は委員付託動議です」

戊君「私は本會が、即刻散會することを、動議します」

議長「散會の動議が只今提出されました。賛成者は云々」宣布して「此の動議は取消されました、諸君の委員付託動議に賛成の方は云々」宣布して、「此の動議は取消されました。只今より本會は、改めて如何なる事項を處理することを欲しますか。」

酉君「會長、本會中に、自分の欲しない議案を片つ端から取消して行き、毫も討論の餘地を與へない様な會員がゐて、この目的を達する爲に、色んな事をやつておられる様です」

戊君「私は秩序問題を提起します。」

議長「何卒それを説明して下さい。」

戊君「最後の發言者は、個人の事を云ひ過ぎて、誠に其の範圍を逸つてゐると思ひます。」

議長「此の秩序の點の提起は適當であります。よつて何卒酉君、本題の範圍に就いて述べて下さい。」

酉君「會長、私は此の判決を申訴します。私は慎重な態度で、名前を擧げた譯でもありません

から、毫も秩序に違反した事がないのであります。」

議長「申訴が提出されました。議長の判決は成立し得るや否や、賛先者は云々」宣布して、「成立しません。で、西君は秩序に合してゐるとの議決を得ましたから繼續して、發言して下さい」

西君「我は只、重要問題が公平なる討論を得る事を希望するのであります。而して私が思ふに……」

亥君「會長」

議長「亥君」

亥君「私は散會を動議します。」

議長「散會の……」

寅君「私は秩序問題を提起します」

議長「何卒説明して下さい」

寅君「會員の發言の地位を、散會動議に依つて奪ふことは出来ません」

議長「本議長は此の點の提出を誠に適當と斷定します。それで散會動議は秩序に違反するもの

であります。兩君、どうぞ改めて發言して下さい。」

西君「私は全案を本日より、向ふ二週間延期することを動議します。」

卯君「會長、私は秩序問題を提出します。吾人は已に不延期を表決したではありませんか。どうして第二の延期動議が秩序に合するのですか。」

議長「新事件が已に之を離間してゐます。故に第二の延期動議は當然秩序に合することとなります。諸君準備出来ましたか、賛成者は云々」宣布して「此の動議は通過しました。それで、謹餐會を舉行するの問題は、延期して二週間後の開會日の指定事件とします。本議長は、各會員が其の日に勉めて御出席の上、詳細に討論をなされんことを希望します。只今より散會の時を決します。」

西君「私は散會を提議します」

議長「賛成者は、何卒「可」と云つて下さい。」宣布して「本會議は散會とし、來週の本日、午後二時半より再開することと致します。」

第六 結 論

以上の各章に於て詳論せる原理方式は、議場を統率するものに取り、指南の用と爲すに足るものである。

凡そ良議員たらんと欲する者は、徒らに之を誦讀し研究するのみにては、尙充分に老練となるには至らない。必ず能く練習を積むべきであつて、然る後始めて其の處理宜しきを得るのである。議場に於ける步調の整齊なると、秩序の紊れざらんことを欲するならば、當時に於て會議を聞き、議法を實習するに非ざればそれを望むことを得ない。之が實習の方法としては、議場を假設して専ら練習を行ふものもあるが、開會の時期に於て之れが練習を兼ねるに如くはない。斯くすれば、更に一舉兩得であるからである。

凡そ團體に於ては、其の事務は少數の理事或は委員に依つて處理せられ、會員には練習の機會が稀であるから、別に隨時執行會を開き、全體會員を出席せしめ、事件を提出して之に討論及び修正を加へ、然る後最後の動作（即ち採決）迄處理せしめたならば、會員一年の得る所は、必ずや優に五年間の研究及び練習に勝るものがあるであらう。

本書は個人の研究及び會場の参考の用に備ふべく、且又、同好者が日常集合の上繰返し練習を爲す爲めにも備ふべきものである。一團體中、其の會員は各自皆大小の各事に對して、言論表決

の權を有するから、各自の智識能力は必ずや日を追ふて増進し、結合も亦日に堅固となり、其の進歩發達は、實に量り得ざるものがあるであらう。

凡そ團體にして、本書を以て準繩と爲さんと欲するものは、其の規則に「本會會議規則は「民權初步」を以て、其の準備となす」の一條を加へるがよろしい。斯くすれば、疑點ある時は皆本書に依つて折衷することが出来る。

若し團體にして、全部が全部迄本書に規定せる規則に従ふを欲しない時は、別に専門條規を設けて、會の行はんと欲する所のものを規定し、其の種の事件に對しては、本書に規定せる所に従ふを要しない。

之等の専門規定は、必ずしも規則中に包括するを要せず、之を記録したる表決案で充分である。例へば、一會にして既に本書の規定を採用して前例としたる上、又動議は附加を要すとか、或は復議動議に對しては制限を加へざるが適當なりとなしたる時は、下の如き條規を定むべきである。「凡そ本會の動議は總べて、必ず附和を得るを要し、然る後之を接述するを得」或は「凡そ本會會員たるものは、孰れも復議動議を提出することを得」等の如き之である。然しながら純粹なる議事規則を有する團體たらんとするならば、普通に認定せられたる議事規則を拋棄するの

は宜しくない。

凡そ團體にして、其の基準として一書を選定したる場合は、本規定の事項に關しては、總べて該書の規定を遵守すべきであつて、専門規定に依り規定した事項であれば、何れも其の専門的條規に依るべきである。

各會は、議事方法に就ては、別個の専門規定を以て之を規定せねばならぬが、此等特別規定は或は規則中に掲げてあり、或は別に條規を設けてあるが、此等は何れにても可とすべきである。但し注意すべきは、別に定めたる條規と、通常の議場公例とが、牴觸しない様にすることが妥協であると言ふことである。

更に尙一つ、各團體に忠告すべきことは、一時の情實に驅られ、或は其の他の理由に依り、一つの先例を設けた結果、將來會の自由行動に支障を來たすが如きことがあつてはならぬ。而して議員選舉に於ては一層此點に留意すれば、先づ斯かる弊害に陥ることを避け得るであらう。

若し不知の間に、斯かる惡習に陥ることがあれば、速かに改むべきである。蓋し、先例なるものは、一定不變なるべきものではなくて、一旦より善き方法を得たる場合は、當然之に代へられねばならぬからである。更に又若し一團體にして之れ迄行ひ來つた事項が通則に合せざるを感知

した場合は、其の儘放置し、必ずしも直ちに改正追加をするに及ばず、只、次會よりそれを爲さざる様注意すべきである。蓋し、以前は其の事に反對するものがなかつたのであるから、之を當然、正當と見做すべきで、所謂既往は咎めずと爲すべきである。

附 錄

章程及規則の範例

一 章 程

第一條 會名。本會の名稱は地方自治勵行會とす。

第二條 職員。本會は、會長一名、副會長一名、記録書記一名、通信書記一名、會計員一名、検査員一名、理事若干名、演說委員若干名を擧げ毎年一回選舉を爲すこと、規定する所の如し。

第三條 會議。毎年一回、三月某日大總會を開き、毎月某日、常期會議を開く。

本會一切の要務は、常期會議に於て之を決すべし。

規則に定めたる場合を除き、單に會員の出席あれば會議を開き得。議場定足數は最低七人とす。常期會議は當に某新聞に登載の上通知すべし。

特別會議は、會員五名より會長に申請あれば、直ちに召集することを得。但し、各會員には書翰を以て通知す。

第四條 經費

毎年、某月某日迄を以て、豫算年度とす。

會員の經費は、各員若干圓とし、入會後又は豫算期より一ヶ月以内に完納すべし。

納入期日經過の通告を受け、尙ほ納付せざるものは、會員資格を停止すべし。

第五條 會員

凡そ入會者は、必ず滿一年以上の資格を有する會員二名の紹介あるを要し、常期會議開期中に申込むを要す。

一週間後、申込順に依り投票をなし、反對者三名を出でざる範圍に於て當選とす。

落選者は當該年度内に於ては、再申込をなすを得ず。本會會員は若干名を限る。

二 規 則

第一條 職員。義務。

第一節 會長、副會長

會長は一切の會議を統制し、且つ會員を嚮導して、事件の正式秩序に就かしむべし。周年大會

開會演説を擔當し、並びに其の職權内に屬する各事項を處理す。
會長事故の爲め出席し得ざる時は、副會長、其の職務を代理す。
副會長は隨時、會長を輔けて、各事項を處理す。

第二節 書 記

記録書記は、開會の事を處理し、議決濟の各案を記録して、議事録を作製す。
通信書記は本會宛の各書信を收管し、開會の時に當り一同に朗讀し、並びに一切の信書に對し
回答をなし、本會の書類を保管し、會員の被選舉者に通知を發し、會員の會費滯納者に督促を
なし、會員に交附する會員證に署名し、會員名簿、住所録を編輯し、且つ一切の會員に關する
事件及び書類を管理す。

周年大會の開會に當りては、一年度内に於て經過せる事項及び現在の狀況に就き詳細なる報告
を作製し、一同に對して朗讀す。

以上の各事項は亦記録書記之を分擔し、其の責に任ずるも可なり。

議事録及文件は、隨時會衆をして閲讀せしむるを得。

若し本會に於て、他會及び他團體と常に通信をなすことあらば、別に交際書記を置き、専ら他

團體との交際に任せしむるを得、

第三節 會 計 員

會計員は、本會中一切の金錢の受納、督促、管理、支出を掌り、且つ總出納金額の詳細なる數
目を列記し、報告作製の上、周年大會に於て報告す。

第四節 檢 査 員

検査員は、一切の證書類及び會計員の帳簿數目の符合せるや否やを詳細に検査し、報告作製の
上周年大會に於て報告すべし。

(若し理事會の設けある時は、其の規則を茲に掲ぐべし。)

第五節 演 説 委 員

演説委員は、之を三部に分ち、各部に一演説委員長を置く。

第一部、各國地方自治の歴史規模。

第二部、地方自治に關する科學及び經濟學。

第三部、中國に於ける地方自治の採るべき事項。

某月某日を第一部、某月某日を第二部、某月某日を第三部の演説日とす。

各演說委員長は、當該部一年度中の經過の報告書を作製し、年會の際に報告す。

第六節 選舉

某月の常務會期に於て、會長は職員の外に委員三名を任命して指名委員とし、次年度の職員を指名し、其の名簿作製を命ず。

指名委員は、被指名者に通知を發し、若し辭退ありたる時は更に指名し、以て之に代ふべし。

三期後の會議に於て、完成せる指名簿を一同に呈報し、周年大會の時に至り投票選舉を行ふ。若し被指名者にして落選せるときは、別に選舉を行ひ、職員定數となれば止む。凡そ入會して一年に満たざる者は、被選舉資格なし。

第七節 任期

書記及會計の兩職を除き、職員の任期は、引續き二年留任するを得ず。且つ一人にて同時に兩職を兼ねるを得ず。但し、任期を終へる後一年を経れば、其の被選舉資格を復す。總て職員の任期満了の期日は周年大會の日とす。

第二條 會員

凡そ選舉に依り會員となりたるものは、章程に署名し、且つ會費納入の後、本會會員證を受領すべし。而して會員となりたる者は、本會の一切の權利を享有するを得、年度末に於て止む。其後も會費を納入せば、繼續して會員たり得。

每會期に當つては、會員は會員證を示したる後、入場せざるべからず。名譽會員は、本會の酌量選擇による。

舊會員にして遠隔の地に在るものは、通信會員たるを得、來市の節會議に列せんとせば、臨時會費を納入の上、議場に入るを得。

凡そ會員にして、會籍を脱せんと欲するものは、書翰を以て通信書記に通告すべし。

第三條 外來員

凡そ會員は、知人同伴の上、會議に出席するを得。

但し、臨時會費若干を納入すべし。各會員は每會二人の同伴を許さる。演說委員には、一員につき無料入場券六枚を給付し、臨時會費を徴せず。

第四條 會議法則

地方自治勵行會の一切の會議は、皆「民權初步」を以て基準とす。

書記の他、本會の特別の命令あるに非ざれば、本會會議報告を發行するを得ず。
 第五條 本會章程及び規則は、正式常務會議に在りては、出席會員の三分の二の表決によりて之を改修するを得。

但し、少くとも一會期前に於て、改修せんと欲する條項を正式に通告し、會衆をして周知せしむるを以て可なりとす。

第六條 條規の停止

本會の章程規則内の條例にして、暫時停止の必要ある場合は、満場一致を以て、臨時に之を停止し、以て他事の進行に便す。

但し、停止は一會期以上を越ゆるを得ず。

議事表

(「有」「無」とは可、不可の意。例へば申訴議案に於ては討論は可、分解は不可と言ふが如し。數字は例外の符號。符合の説明は表後に述ぶ。)

議案	動作	討論	分解	擱置	停止	討論	延期	委員附託	修正	無期延期	復議
----	----	----	----	----	----	----	----	------	----	------	----

時宜問題	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
秩序問題	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
申訴會	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
散會	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
擱置及抽出	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
討論停止	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
延期	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
委員附託	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
修正	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
無期	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
延期	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
復議	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

獨立動議	規則停止	休息
有	無	無
有	無	無
有	無	無
有	無	無
有	無	無
有	無	有
有	無	無
有	無	無

符號の説明

- 一、凡て此の兩問題以外に發生せる緊急動議に對する處分方法は獨立動議に同じ。
- 二、議長の許可を得れば、評議を爲し得るも、申訴以外には討論の權利なし。
- 三、申訴問題それ自體は、委員附託、延期、擱置等を爲す可からず。只、申訴問題に附隨して、一同は此の三種の動作を受け得べし。
- 四、若し次會開會期日を定めざる結果、散會が終止と同効果を有するときは、此の動議は討論し得べし。
- 五、制限付の討論をなし得。而して其の討論は、討論停止それ自身の範圍内に就きて爲すを要し、本題に關聯すべからず。
- 六、時日の修正に屬するものに限り、修正をなすを得べし。

- 七、訓令附帶の委員附託動議のみは、分解すべからず。
- 八、訓令附帶の委員附託、及び委員の人數に關するもののみは、修正を爲し得べし。
- 九、委員に於て已に進行を開始したる時は、復議を爲し得ず。
- 十、刪除及び加入の修正案のみは、分解すべからず。
- 十一、其の本題が尙ほ未決に屬する修正案は、委員附託を爲し得。
- 十二、復議にして已に擱置を受けたるものは、其の問題を抽出して、終決を爲すを得ず。

昭和十四年十一月十五日 印刷
昭和十四年十一月二日 發行

不 許
複 製

「孫文全集」(第二卷)

定價壹圓六十錢
(外地定價壹圓七十六錢)

譯者 外務省調查部

發行者 上村 哲 彌
東京市京橋區銀座三丁目二番地三

印刷者 並木 順 作
東京市麻布區新廣尾町三ノ八七

發行所

第一公論社

東京市京橋區銀座三丁目二番地三

電話 東京橋六四七三番
振替 東京六一八八六番

孫文全集目次

第三卷	第二卷	第一卷
五權憲法 國民黨政綱 國民建國大綱 地方自治實行法 治開始 大亞細亞主義 革命方略 講演及談話(上)	建國方略	三民主義
	刊 既	刊 既
第六卷	第五卷	第四卷
電文 遺書 孫文主要著作年表 並索引	宜言 雜著	講演及談話(下)
		本配回次

767
169

